

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等  
から受領した金銭の届け出について（申合せ）（案）

平成27年4月9日  
独立行政法人評価制度委員会評価部会  
令和7年 月 日一部改正

評価部会（以下「部会」という。）においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加等について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、委員会における申合せに加え、以下のとおり申し合わせる。

- 1 部会に参加する委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）は、毎年度当初に、手当、謝金その他名称の如何を問わず、前年に独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本司法支援センター並びに日本私立学校振興・共済事業団（助成業務に係るものに限る。）及び国立健康危機管理研究機構（以下「法人等」という。）から受領した金銭（雇用関係にある法人等から受領した給与等を除く。）の金額を部会事務局に届け出るものとする。
- 2 上記のほか、当該年において法人等から1日当たり5万円以上の金銭を受領した場合は、随時部会事務局に届け出るものとする。
- 3 部会長は、1及び2の届出を踏まえ、評価の中立性・公正性を確保するため必要があると認めるときは、当該委員を当該法人等の審議に参画させないこととすることその他の所要の措置を講ずるものとする。

独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等から受領した金銭の届け出について（申合せ）の一部改正（案） 新旧対照表

（赤字・下線部分が改正部分）

改正後	現行
<p><b>独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等</b> から受領した金銭の届け出について（申合せ）</p> <p>平成 27 年 4 月 9 日 独立行政法人評価制度委員会評価部会 <u>令和 7 年 月 日一部改正</u></p> <p><u>評価部会</u>（以下「部会」という。）においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加等について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、委員会における申合せに加え、以下のとおり申し合わせる。</p> <p>1 部会に参加する委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）は、毎年度当初に、手当、謝金その他名称の如何を問わず、前年に独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人<u>及び</u>日本司法支援センター<u>並びに日本私立学校振興・共済事業団（助成業務に係るものに限る。）及び国立健康危機管理研究機構</u>（以下「法人等」という。）から受領した金銭（雇用関係にある法人等から受領した給与等を除く。）の金額を部会事務局に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><b>独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等</b> から受領した金銭の届け出について（申合せ）</p> <p>平成 27 年 4 月 9 日 独立行政法人評価制度委員会評価部会</p> <p><u>評価部会</u>においては、独立行政法人・国立大学法人・大学共同利用機関法人等に関する委員の審議・議決への関与・参加等について、外観の上からも評価の中立性・公正性をより確保する観点から、委員会における申合せに加え、以下のとおり申し合わせる。</p> <p>1 部会に参加する委員（委員・臨時委員・専門委員の別を問わない。以下同じ。）は、毎年度当初に、手当、謝金その他名称の如何を問わず、前年に独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人<u>、日本司法支援センター</u><u>及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務</u>（以下「法人等」という。）から受領した金銭（雇用関係にある法人等から受領した給与等を除く。）の金額を部会事務局に届け出るものとする。</p> <p>2・3 (同左)</p>